

鶴岡市総合計画審議会 健康福祉専門委員会

平成25年11月20日
午後1時30分～
にこふる3階大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1)鶴岡市総合計画後期基本計画（健康福祉分野）の素案について

(2)その他

4 そ の 他

5 閉 会

基本計画の体系

現行の体系

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

- | | | |
|-----|------------------|---|
| 第1節 | こころと体の健康増進 | (1) すこやかに生み育てる環境の整備
(2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸
(3) こころの健康づくりと自殺の予防
(4) 市民との協働による健康づくり活動の推進
(5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進 |
| 第2節 | 温かい福祉の地域づくり | (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり
(2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備 |
| 第3節 | 障害者の自立生活の実現 | (1) 障害者の相談支援体制の充実
(2) 障害者の地域生活支援の充実 |
| 第4節 | 高齢者がいきいきとした地域の実現 | (1) 介護保険制度の適切な運営
(2) 介護予防の充実
(3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備
(4) 高齢者の社会参加の促進 |
| 第5節 | 健やかな子どもの育成 | (1) 子どもの健やかな成長の促進
(2) 仕事と子育ての両立支援 |
| 第6節 | 医療の提供体制の充実 | (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担
(2) 災害医療を含む救急医療体制の整備
(3) 医師および看護師等の医療従事者の確保
(4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実 |

見直し体系(案)

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

- | | | |
|-----|------------------|---|
| 第1節 | こころと体の健康増進 | (1) すこやかに生み育てる環境の整備
(2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸
(3) こころの健康づくりと自殺の予防
(4) 市民との協働による健康づくり活動の推進
(5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進 |
| 第2節 | 温かい福祉の地域づくり | (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり
(2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備 |
| 第3節 | 障害者の自立生活の実現 | (1) 障害者の相談支援体制の充実
(2) 障害者の地域生活支援の充 |
| 第4節 | 高齢者がいきいきとした地域の実現 | (1) 介護保険制度の適切な運営
(2) 介護予防の充実
(3) 認知症支援策の充実
(4) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備
(5) 高齢者の社会参加の促進 |
| 第5節 | 健やかな子どもの育成 | (1) 子どもの健やかな成長の促進
(2) 仕事と子育ての両立支援 |
| 第6節 | 医療の提供体制の充実 | (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担
(2) 災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応
(3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保
(4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実 |

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる
健康福祉社会を形成します

第1節 こころと体の健康増進

1. すこやかに生み育てる環境の整備

○施策の方向

急速に進む少子高齢化、生活の多様化、核家族化のなか、産後うつ病や育児不安から起こる子育て困難や虐待を予防するとともに、未熟児や発達障害児などへの支援を充実するため、医療、福祉、教育との連携を強化し、安全・安心な出産や健やかな子どもを育む環境を整備します。

○主な施策

- ・ 定期的な妊婦健診の受診や不妊治療への支援などによる安全・安心な妊娠・出産の推進
- ・ 産婦訪問指導による育児不安への支援と虐待の未然防止の推進
- ・ 乳幼児健診などの実施や相談支援事業の充実による乳幼児の健やかな成長発達の支援
- ・ 専門機関などと連携した未熟児や発達障害児などへの療育の支援
- ・ 思春期からのこころの健康や性に対する正しい知識の習得による親子が共に育ち合う環境づくりの促進
- ・ 乳幼児の感染症や合併症の未然防止の推進

2. 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸

○施策の方向

長期療養や死亡原因の多くを占める生活習慣病やがんを予防し、市民の生活の質を高め、活動的な高齢期を実現します。また、医療機関や健診機関、職場における健康づくりを進める職域保健との連携により、若年期から受診しやすい健診体制を整備し、疾病の早期発見と早期治療を促進します。また寝たきり予防や認知症予防対策を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識を醸成し、健康寿命の延伸を図ります。

○主な施策

- ・一人ひとりの健康課題に着目した健康づくり活動の推進
- ・市民の健康な生活習慣の確立に向けた支援と環境整備の促進
- ・各種健診と保健指導の実施体制の整備による市民の自主的な健康づくりの推進
- ・医療保険者による※特定健診の受診率向上や特定保健指導の実施率向上に向けた取り組みの実施と個別の健康課題の改善に取り組みやすい支援体制の充実
- ・がん検診の受診率向上に向けた取り組みの推進と精密検診受診勧奨の徹底
- ・慶應義塾大学先端生命科学研究所や地域の医療機関などとの連携による地域の健康増進や医療の充実
- ・若年期からの生活習慣病の予防と介護予防の推進
- ・ホームページや※ICTなど情報通信を活用した総合的な保健・医療情報の提供や関係機関との連携の促進

3. こころの健康づくりと自殺の予防

○施策の方向

うつ病などの精神疾患に関する知識の普及、プライバシーに配慮した気軽に相談できるこころの相談体制の充実を図ります。また、幼少期、児童期、青年期、壮年期、老年期に合わせた精神衛生向上を図るため各種関係機関などとのネットワーク化を進めるなど、こころの病の予防と早期発見と早期対応につなげる対策を講じて、こころの健康づくりを推進します。

○主な施策

- ・こころの病の予防や早期発見、早期対応による自殺予防対策の推進
- ・こころの健康に関する相談体制の充実
- ・地域住民の健康づくりを進める機関や組織と精神科医などの専門家、関係機関などからなる地域のネットワーク構築の推進
- ・「※県立こころの医療センター（仮称）」との連携によるこころの健康づくりの推進

※特定健診・特定保健指導：メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目して生活習慣病の早期発見と予防を目的として実施する医療保険者に義務付けられた健康診断や保健指導のこと。

※ICT：Information and Communication Technologyの略、情報・通信に関連する技術。

※県立こころの医療センター(仮称)：平成26年度の開院を予定している県立鶴岡病院の移転新築により設置される精神科単科病院。

4. 市民との協働による健康づくり活動の推進

○施策の方向

総合保健福祉センターを拠点とした各種健康施策を推進するとともに、市民自らが地域の健康課題に主体的に取り組む組織（保健衛生推進員、食生活改善推進員、健康づくりを目的とし自主的に活動するグループなど）の支援、育成を図り、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との協働による健康づくり活動を推進します。

○主な施策

- ・保健衛生推進員会や食生活改善推進員の育成や活動の支援などを通じた地域における健康づくりのための環境整備の推進
- ・地域において自主的な活動を行うグループなど健康づくりを推進するための担い手の育成

5. 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進

○施策の方向

森林は心身の健康にとって、ストレスを軽減しリラックスをもたらすなどの効果が期待され、科学的な研究が進んでいます。また、森林内において人間に備わる五感を働かせることで、親と子の育ち合いや高齢者の介護予防などの効果が期待されるなど、本市の豊かな森林資源を活用した健康づくりを推奨します。

○主な施策

- ・本市の豊かな森林空間を市民の保養、健康づくり、子どもの育成の場として活用の促進

第2節 温かい福祉の地域づくり

1. 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり

○施策の方向

これまで培ってきた地域のなかの市民による福祉活動を一層進め、市民が主体的に地域の生活課題を発見し、その対応に向け行動する地域社会づくりを推進します。また、こうした市民の活動と公的な福祉サービスが、支えを必要とする人に一体的に提供される福祉コミュニティを創造します。

○主な施策

- ・「近隣」「町内会、自治会」「小学校区」「中学校区」「市全域」の5層の区域による重層的な支え合いの体制の構築
- ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員など地域福祉の担い手による市民の福祉活動への参加促進
- ・地域の住民活動と公的サービスの連携促進
- ・地域資源の調整、活用のための※コミュニティソーシャルワークの導入

2. 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備

○施策の方向

複雑かつ多様化する市民の福祉ニーズにきめ細かく対応するため、従来の福祉の枠組みだけでは捉えきれないニーズについても、相談支援が可能となるよう地域及び行政内部の相談体制を整備します。

○主な施策

- ・ひきこもりなど複合的な生活課題を抱える相談に対する関係部門の連携体制の充実
- ・地域における福祉、介護、子育てなどに関する総合相談窓口の設置
- ・包括的かつ継続的な相談支援事業の実施による低所得者等生活困窮者の自立支援

※コミュニティソーシャルワーク：さまざまな生活課題を抱えた人に対し、その相談に応じ、地域のなかにある公的なサービスや家族、近隣、地域住民、民間サービスなどを調整、活用しながら、地域ぐるみで住民の生活の質を高めていく活動。

第3節 障害者の自立生活の実現

1. 障害者の相談支援体制の充実

○施策の方向

障害があっても地域のなかで安心して生活することができるよう、福祉サービスの拡充を図るとともに、様々な生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結び付けることができる相談支援体制を整備します。

○主な施策

- ・ 障害者相談支援センターにおける相談支援事業や権利擁護事業などの充実強化
- ・ 保健、医療、保育、教育、雇用、福祉など関係機関の連携強化による障害者の成長段階に応じた支援の充実
- ・ 関係機関、関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業所などによるネットワーク（障害者地域自立支援協議会）の強化
- ・ 「県立こころの医療センター（仮称）」との連携による知的障害、精神障害、発達障害などに係る医療・教育・福祉の包括的支援体制の構築

2. 障害者の地域生活支援の充実

○施策の方向

地域のなかで障害者が誇りと生きがいを持って自立した地域生活が営めるよう、※居住サービスや就労、余暇活動などの基盤整備を進めるとともに、心身の障害に対する市民の理解を進め、障害者にやさしい地域社会を構築します。

○主な施策

- ・ 障害者の生活、就労、余暇活動などの基盤整備促進
- ・ 市民の障害理解の推進及び障害者の社会参加の促進
- ・ ※ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

※居住サービス： 障害者が地域の中で安心して生活できるように、主に泊まりの場を提供するサービス、知的、精神などの障害者数人で共同生活を営むグループホームや、共同生活の中で介護や介助を受けるグループホームなどがある。

※ユニバーサルデザイン： 年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が利用しやすいように工夫された、製品、サービス、道路や施設、家屋などの意匠、設計。

第4節 高齢者がいきいきとした地域の実現

1. 介護保険制度の適切な運営

○施策の方向

介護を要する高齢者が増加していることから、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう在宅サービスを充実させるとともに、施設サービスについても適切な水準を確保します。あわせて、介護サービスの質の向上、医療との連携強化、介護家族への支援などの一層の充実を図ります。

○主な施策

- ・在宅生活を支えるサービス利用環境の整備と施設サービスの適切な水準の確保
- ・要支援認定者への適切なサービス提供及び予防効果などの評価、分析の実施
- ・各種給付の適正化及び事業者の研修や情報交換などを通じた介護サービスの質の向上
- ・在宅生活の維持に向けた介護と医療などの連携の強化
- ・介護家族への相談体制の充実及び各種支援の強化
- ・サービス需要の的確な把握による介護保険事業計画の策定

2. 介護予防の充実

○施策の方向

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、健康で生きがいを持って生活できるよう、地域資源の活用などにより各種介護予防事業の充実を図ります。また、高齢者自身の意思で主体的に介護予防に取り組むための支援や環境づくりを推進します。

○主な施策

- ・元気高齢者及び虚弱高齢者に対する予防事業の質と量の確保
- ・ロコモティブシンドローム予防の啓発・相談事業の実施
- ・虚弱高齢者などを対象にした目的志向型の介護予防マネジメントの実施

3. 認知症支援策の充実

○施策の方向

高齢化の進行により、今後認知症高齢者が急速に増加することが予想される中、認知症の発症や進行を可能な限り予防すると同時に、尊厳を保ちながら、その家族も含めて住み慣れた地域で生活することができるよう、地域全体で認知症高齢者とその家族を支えるしくみづくりの実現に取り組みます。

○主な施策

- ・ 認知症の理解に関する普及啓発
- ・ 生活習慣病の予防や生活習慣の見直しを通じた認知症予防対策の推進
- ・ 早期受診・相談などの支援体制の整備及び保健・医療と介護の連携強化
- ・ 認知症高齢者に対する介護保険給付対象サービスをはじめとする各種サービスの充実及び認知症高齢者を支える家族への支援
- ・ 外部団体などとの連携強化、ネットワーク構築の推進

4. 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備

○施策の方向

高齢化が一段と進むなか、地域包括ケアシステムの構築を見据えた新たな視点での取り組みを行う必要があります。高齢化の進展とともに、医療依存度の高い要介護者、認知症や一人暮らし高齢者など介護を必要とする方々が今後ますます増加していくなかで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活を送ることができるよう、介護や医療などの個別サービスに加え、ボランティアや近隣住民の支え合いなど地域の様々な資源を活用した多職種協働の地域包括ケア体制を整備します。

○主な施策

- ・ ※地域包括支援センターの機能強化と地域における総合的なケア体制の整備
- ・ 認知症高齢者の見守りや災害時の支援など地域住民がお互いに支え合い助けあっていく仕組みづくり
- ・ 虐待の早期発見、未然防止体制の強化及び高齢者の権利擁護施策の推進
- ・ 鶴岡地区医師会や鶴岡市介護保険事業者連絡協議会との連携・協働による在宅療

※地域包括支援センター：介護保険法で定められ、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。鶴岡市では、平成18年4月に設置された。

養体制の構築

- ・医療・介護・福祉・生活支援・住宅支援など包括的な高齢者支援の充実とそれを支える社会基盤整備を目指した「※地域ケア会議」の開催

5. 高齢者の社会参加の促進

○施策の方向

趣味、学習、ボランティア活動、地域活動、経験を生かした就労をはじめ、高齢者の多様な生きがいに、より積極的に取り組むことができるよう各種環境の整備に努めます。

○主な施策

- ・世代を超えた生涯学習、社会教育の振興や高齢者スポーツの機会拡充
- ・老人クラブ、シルバー人材センター等の高齢者の自主活動や就労への支援
- ・市民の技能、経験を活かした様々な地域活動への参加促進

※地域ケア会議：地域包括支援センター等が主催する会議で、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるもの。

第5節 健やかな子どもの育成

1. 子どもの健やかな成長の促進

○施策の方向

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、育児に不安を抱える親世代も多く、社会的な子育て支援がより必要となっていることから、子どもの育ちや子育てを支援していくため、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、民間団体、行政などが相互に協力しながら、安心して子どもを健やかに育てられる環境づくりを推進します。特に、幼児期の養育の重要性について家庭や地域社会の理解を深めるとともに、保育所、幼稚園等が中核となった総合的な幼児教育の推進と地域住民が子育て支援活動に参加しやすい環境をつくります。

また、本市の自然環境や伝統的資源を生かした子育てを進めるため、地域の特性や環境に即した子育て支援策を推進します。

○主な施策

- ・適切なアドバイスや情報提供を通じた保護者の育児力を高める取組みの推進
- ・地域住民に対する子育て意識の喚起及び地域特性に応じた子育て支援活動の推進
- ・子ども家庭支援センターの相談支援機能の充実強化
- ・社会的に支援が必要な子どもや家庭の支援
- ・発達障害児の支援システムの構築
- ・地域の特性や環境に即した子育て支援の推進
- ・市街地と郊外地の子どもたちの相互交流の促進及び環境整備

2. 仕事と子育ての両立支援

○施策の方向

核家族、共働き家庭の増加に対応し、保育所、児童館、※放課後児童クラブなどの保育サービスの一層の充実を図るとともに、男性も積極的に子育てできるような働き

※放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図るもの。

方の見直しや企業への意識啓発の促進など、男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境や雇用環境を整備します。

○主な施策

- ・ 保護者の多様なニーズに対応できる施設整備や保育体制の充実
- ・ 放課後児童の居場所の確保及び地域の人材を活用した交流活動や各種事業と連携した運営の推進
- ・ ※ワーク・ライフ・バランスに向けた職場や家庭、地域における意識の醸成
- ・ 企業などにおける仕事と子育ての両立支援に向けた取組みの促進
- ・ 子育ての負担軽減策の実施
- ・ 家庭における保育への支援

※ワーク・ライフ・バランス： やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会の実現に向けた取組み。

第6節 医療の提供体制の充実

1. 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担

○施策の方向

市民に安全・安心な医療を提供するために、荘内病院を地域の中核病院として、地域の医療機関との連携・機能分担を推進するとともに病院や診療所など医療機関の機能と役割を明確にするとともに、患者情報などのICT化による情報共有システムを活用するなど、関係機関が連携、分担して医療の提供体制を確立します。

○主な施策

- ・医療情報ネットワークを活用した鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会など関係団体との連携強化
- ・市民に対する「かかりつけ医」の普及促進
- ・地域連携パスの活用推進

2. 災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応

○施策の方向

救急告示病院、休日夜間診療所及び消防との連携を進め、救急医療の充実を図ります。災害医療に関しては広域的な情報ネットワークを活用しながら、災害拠点病院である荘内病院は行政や医療機関、警察など関係機関との連携により、訓練を実施しながら患者受入れなどの災害時医療体制の充実を図ります。

また、高度医療を提供するため高度医療機器の計画的な整備を行います。

○主な施策

- ・休日夜間診療所や消防との連携を通じた救急医療体制の充実
- ・緊急時における迅速な医療提供及び災害対応のための資機材の整備

3. 医師及び看護師等の医療従事者の確保

○施策の方向

地方における医師不足のなかで、地域の中核病院である荘内病院の医師の確保を図り、診療体制を充実します。また医師以外の看護師などの医療従事者についても養成、確保に努め、地域における医療提供体制の更なる充実を図ります。

○主な施策

- ・荘内病院の医師確保に向けた医学生への修学資金貸与や「診療参加型臨床実習（ステューデント・ドクター）」、「オープンホスピタル」などの取組みの推進
- ・地域全体の看護師などの医療従事者を対象にした研修会などの開催を通じた医療従事者のスキルアップ
- ・荘内病院の臨床研修医確保策の推進
- ・看護師の長期研修派遣や認定看護師資格など各種専門資格の取得推進を通じた看護師など医療従事者のスキルアップ
- ・看護師養成及び教員資格の充実による看護師確保

4. 在宅患者及び家族に対する支援体制の充実

○施策の方向

高齢化社会を迎えて福祉施設や在宅での医療需要の増大とともに、長期療養を要する患者や終末期患者の在宅医療が求められている状況を踏まえ、患者と家族が安心して在宅医療を受けられる支援体制を整備します。

○主な施策

- ・地域の訪問診療及び訪問看護体制充実に向けた関係職員の育成
- ・※緩和ケアや在宅医療の推進及び地域医療連携室の相談・支援機能の充実
- ・リハビリテーション提供体制の充実及び療養環境の整備
- ・在宅医療提供体制充実に向けた医療機関や福祉関係機関のICT化による情報共有の推進

※緩和ケア：がんに伴う痛みなど単に病気に対する医療としてだけでなく、心の悩み、療養場所や医療費のことなど患者や家族が直面するさまざまな問題を解決する医療のこと。厚生労働省が進める「がん対策基本法」に定められた緩和ケアの推進で、平成19年4月に地区医師会を中心とした鶴岡地域が、全国で4か所のがん対策のための戦略研究地域の一つに選定された。